



復興庁

Reconstruction Agency

新たな規制の特例措置等の提案に係る手続の手引

復興庁

○ 本手引について

本手引は、復興推進計画の区域における事業の実施に必要な新たな規制の特例措置等（以下「新たな措置」という。）の提案を行うために必要な手続について概説するものです。

今後、制度を運用していく中で、復興特別区域基本方針の改定等と併せて改定することがあります。

なお、提案書作成に当たっては、事前に、近くに復興局（支所を含む。以下同じ。）が設置されている地域については復興局に、近くに復興局が設置されていない地域については復興庁復興特区班に相談してください。

【お問い合わせ先】

復興庁復興特区班

TEL : 03-6328-0265

FAX : 03-6328-0298

岩手復興局

TEL : 019-654-6607

FAX : 019-654-6612

宮城復興局

TEL : 022-266-2166

FAX : 022-266-5731

福島復興局

TEL : 024-522-8519

FAX : 024-522-8506

●新たな措置の提案に係る手続の流れ

1. 提案書の提出

(1) 提出書類

東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に基づく復興推進計画の認定申請（以下「申請」という。）をしようとする特定地方公共団体又は認定地方公共団体が新たな措置の提案を行うに当たって、別記様式第1の提案書及び別表を提出してください。

なお、提案を踏まえた協議の円滑化を図るため、地域協議会が設置されている場合には、提案に際しては、地域協議会を通じ、提案内容について、関係主体の協議を経ていることが望ましいことから、その場合には、別記様式第2の地域協議会の協議の概要も提出してください。

(2) 提出方法

正本一部を紙媒体（持参又は郵送）にて提出し、別途、電子データで提出してください。

(3) 提出先

近くに復興局が設置されている地域については復興局に、近くに復興局が設置されていない地域については復興庁に提出してください。

2. 提案書の作成要領

新たな措置の提案に際しては、以下の留意点を踏まえて提案書を作成してください。

(1) 提案項目

提案する新たな措置の概要を簡潔に記載してください。

(2) 根拠法令等の条文

提案する新たな措置に係る根拠法令の条項番号を記載してください。

(3) 現行の規制・制度の概要と問題点

提案する新たな措置に係る現行の制度の概要及び復興に向けた取組の推進を図る上での問題点を、できるだけ具体的に記載してください。

(4) 提案の具体的内容

記載に当たっては、どの法令等に基づくどの規制・制度について、どのような特例措置を求めるのかを、具体的に記載するようにしてください。

「〇〇規制の撤廃」といったような漠然とした内容の場合は、その有効性を適切に判断するため、「△△許可基準の「▲▲以上」の要件を「▲以上」に緩和」等、具体的に記載してください。

新たな措置の実施に合わせて、当該特例に伴う弊害発生防止等の観点から、地域において特別の措置をとることを前提にした提案である場合は、その特別の措置の内容、当該措置の実施主体及び責任の所在等の具体的に記

載してください。

新たな措置の提案の対象は、法律、政令、省令等の改正に係るものだけでなく、通達などの明確化等も含まれます。

(5) 提案理由等

提案する新たな措置によって得られる直接的な効果に言及しながら、当該措置が復興の円滑かつ迅速な実施に必要な理由を記載してください。また、復興推進計画に係る取組との関係についても可能な範囲で記載してください。

提案理由は、「〇〇規制が支障となっている」のような漠然とした記載ではなく、「△△許可基準を緩和し、△△を推進することで◆◆が可能となり、〇〇地域を中心に■ ■がもたらされることから、□□の点で被災地の復興に大きく資するため」といったように、具体的に明らかにした上で記載してください。

3. 地域協議会における協議の概要

1. (1) により協議の概要を提出する場合は、以下の点に留意してください。

地域協議会における協議に際しては、必ずしも協議会メンバー全員が出席した協議会を開く必要はなく、分野ごとに分割して開催していただいても、持ち回りによる協議でもいずれでも結構です。ただし、どのような方法であっても、協議会のメンバーの間で十分な協議を行った上で、新たな措置の提案書に協議の結果及び協議においてメンバーより提出された意見の概要を添付してください。